

米沢市地域公共交通活性化協議会規約

(設置)

第1条 米沢市地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画(以下「計画」という。)の策定及び実施等に関する協議を行うために設置する。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を米沢市金池五丁目2番25号米沢市役所内に置く。

(事業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 計画の策定及び変更に関する協議に関すること。
- (2) 計画の実施に関する協議に関すること。
- (3) 計画に位置付けられた事業の実施に関すること
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

(協議会の構成)

第4条 協議会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 米沢市
- (2) 公共交通事業者
- (3) 道路管理者
- (4) 公安委員会
- (5) 学識経験者
- (6) 市民又は地域公共交通の利用者
- (7) 国土交通省東北運輸局
- (8) その他市長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は2年間とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第6条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監 事 2名

2 会長は、米沢市副市長をもって充てる。

3 副会長及び監事は、委員の中から互選する。

(役員の職務)

第7条 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 監事は、協議会の出納監査を行う。

(会議)

第8条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議決は、出席した委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

4 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、その代理の者の出席をもって該当委員の出席とみなす。

5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

6 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料の提供又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

(協議結果の尊重義務)

第9条 協議会で協議が整った事項については、協議会の委員はその協議結果を尊重しなければならない。

(分科会)

第10条 第3条各号に掲げる業務について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を設置することができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(アドバイザー)

第11条 協議会は、公共交通政策に関する識見を有するアドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは、第3条各号に掲げる業務等について、必要な助言を行うものとする。

(事務局)

第12条 協議会の事務局は、米沢市企画調整部地域振興課に置く。

(経費の負担)

第13条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会計年度)

第15条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(協議会が解散した場合の措置)

第16条 協議会が解散した場合における協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、事務局においてこれを決算する。

(委任)

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、令和2年6月18日から施行する。
- 2 この規約は、令和3年5月31日から施行し、改正後の米沢市地域公共交通活性化協議会規約の規定は、令和3年4月1日から適用する。